

文化芸術の振興に関する基本的な方針
(第3次基本方針)



平成23年2月8日
閣議決定

《表紙の揮毫》

文化審議会会長代理・文化政策部会長
東京藝術大学学長 宮田 亮平

「成」

— 文化芸術は成るべくして
国家行政は成すべくして —



文化芸術の振興に関する基本的な方針について

〔平成23年2月8日
閣議決定〕

政府は、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第7条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針を別紙のとおり定める。

(別紙)

文化藝術の振興に関する基本的な方針

目 次

第1 文化芸術振興の基本理念	1
1. 文化芸術振興の意義	1
2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点	1
(1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化	2
(2)基本的視点	2
①成熟社会における成長の源泉	2
②文化芸術振興の波及力	3
③社会を挙げての文化芸術振興	4
第2 文化芸術振興に関する重点施策	5
1. 六つの重点戦略 ~ 「文化芸術立国」の実現を目指して ~	5
重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援	5
重点戦略2:文化芸術を創造し、支える人材の充実	6
重点戦略3:子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実	6
重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承	7
重点戦略5:文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用	7
重点戦略6:文化発信・国際文化交流の充実	8
2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項	9
(1)横断的かつ総合的な施策の実施	9
(2)計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等	9
第3 文化芸術振興に関する基本的施策	10
1. 文化芸術各分野の振興	10
(1)芸術の振興	10
(2)メディア芸術の振興	10
(3)伝統芸能の継承及び発展	11
(4)芸能の振興	11

(5)生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及	12
(6)文化財等の保存及び活用	12
2. 地域における文化芸術振興	13
3. 国際交流等の推進	14
4. 芸術家等の養成及び確保等	15
5. 国語の正しい理解	15
6. 日本語教育の普及及び充実	16
7. 著作権等の保護及び利用	17
8. 国民の文化芸術活動の充実	18
(1)国民の鑑賞等の機会の充実	18
(2)高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	18
(3)青少年の文化芸術活動の充実	18
(4)学校教育における文化芸術活動の充実	19
9. 文化芸術拠点の充実等	19
(1)劇場、音楽堂等の充実	19
(2)美術館、博物館、図書館等の充実	20
(3)地域における文化芸術活動の場の充実	21
(4)公共の建物等の建築等に当たっての配慮	21
10. その他の基盤の整備等	22
(1)情報通信技術の活用の推進	22
(2)地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等	22
(3)民間の支援活動の活性化等	22
(4)関係機関等の連携等	23
(5)顕彰	23
(6)政策形成への民意の反映等	23

文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)(以下「基本法」という。)の施行後、基本法第7条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)が策定され、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進が図られてきた。

第1次基本方針(平成14年12月10日閣議決定)、第2次基本方針(平成19年2月9日閣議決定)に続く、第3次となる本基本方針は、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第2次基本方針を見直し、今後おおむね5年間(平成23年度～平成27年度)を見通して策定するものである。

本基本方針においては、第1で「文化芸術振興の基本理念」として、文化芸術振興の意義及び文化芸術振興に当たっての基本的視点を示した上で、その基本理念の下、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)を第2で、基本的施策を第3で、それぞれ定めている。

なお、本基本方針については、諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

①豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるために糧となるものであり、②他者と共に感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。また、③新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとともに、④科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。さらには、⑤文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであるとともに、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産である。

また、文化芸術は、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならぬ。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

基本法第2条に掲げられた八つの基本理念(①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重、②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上、③文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備、④我が国及び世界の文化芸術の発展、⑤多様な文化芸術の保護及び発展、⑥各地域の特色ある文化芸術の発展、⑦我が国の文化芸術の世界への発信、及び⑧国民の意見の反映)にのっとり、また、上記1.

の意義を十分に踏まえ、文化芸術振興施策を総合的に策定し、実施する。その際、下記(1)に示す時代認識の下、特に(2)の基本的視点に立つこととする。

(1) 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

昨今、国内外の諸情勢は急速な変化を続け、文化芸術を取り巻く情勢にも大きな影響を与えていている。

国内では、「国から地方へ」、「官から民へ」の流れの下、民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進等が図られている。民間部門では、規制緩和等により新たな分野への進出が拡大してきたほか、非営利活動やボランティア活動等の活発化に伴って、民間と行政の協働による取組が進められ、企業のメセナ活動も多様な広がりを見せている。

他方で、人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。昨今の経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況に加え、公立文化施設への指定管理者制度の導入等の影響も指摘される中、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。

国際的には、グローバル化の進展に伴い、文化芸術による創造的な相互交流が促進される一方、文化的アイデンティティや文化的多様性をめぐる問題が生じている。東アジア地域では、経済社会面で各国間の一層の連携・協力が求められる中、文化芸術面での交流の深化も期待される。それと同時に、周辺国の経済・文化両面における発展が著しく、我が国の国際的地位の相対的な低下が懸念されつつある。

また、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらす一方で、新たな社会的課題を惹起している。例えば、人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、人々の知的コンテンツ利用の在り方に係る変化に伴い、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。

(2) 基本的視点

① 成熟社会における成長の源泉

高度経済成長を経た我が国は、バブル崩壊後の長引く経済的低迷の中で人口減少期を迎えており、今や成熟社会として歩み始めつつある。もとより資源の少ない我が国においては人材が重要な資源であり、「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移すとともに、国民生活の質的向上を追求するためにも、人々の活力

や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し、多様な文化芸術の発展を促すためには公的支援を必要とする。同時に、文化芸術は、国家への威信付与、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値、コミュニティへの教育価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である。

また、文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある。

このような認識の下、従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。そして、成熟社会における新たな成長分野として潜在力を喚起するとともに、社会関係資本の増大を図る観点から、公共政策としての位置付けを明確化する。

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれる国民共有の財産であり、その継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものである。公共政策として文化芸術振興を図る際には、こうした文化芸術の特質を踏まえ、短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要がある。

②文化芸術振興の波及力

人々の営為の上に生成する文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、従来、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性が意識されてきたところであるが、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するためには、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開がより一層求められる。

特に昨今、様々な分野において創造性を核とする取組が脚光を浴びている。欧洲を起源とする創造都市の取組は、今や世界的な広がりを見せており、我が国においても先駆的な取組事例が増えつつある。また、英国やシンガポールをはじめとして創造産業の発展に注力する国も現れている。

我が国としても、新たな成長分野として雇用の増大や地域の活性化を図る観点、国際的には特に東アジアにおける文化的存在感を高める観点も踏まえ、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)に位置付けられた「クール・ジャパン」の取組など自国の強みを活かした施策を戦略的に展開する必要がある。文化芸術は、これら創造性を核とする取組に大きく寄与するものであり、伝統文化からメディア芸術やデザイン、ファッション、食文化まで多彩な日本文化を積極的に発信するとともに、その価値を生み出す創造的人材の育成・集積を図るべきである。

なお、グローバル化が急速に進展する中、国際文化交流を推進するに当たっては、我が国の存立基盤たる文化的アイデンティティを保持するとともに、国内外の文化的多様性を促進する観点も重要である。

③社会を挙げての文化芸術振興

文化芸術は、人間の精神活動及びその現れであることから、まずもって活動主体の自発性と自主性が尊重されなければならず、その上で、活動主体や地域の特性に応じたきめ細かい施策が大切である。

地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に基本法の制定後、地方公共団体においても文化芸術振興のための条例の制定や指針等の策定が進んでいるが、こうした条例・指針等に基づく施策の展開や、広域連携による取組の推進も望まれる。

企業のメセナ活動や、活発化しつつあるアートNPOによる活動をはじめ、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体等による自発的な支援は、我が国の文化芸術振興にとって不可欠であり、「新しい公共」の担い手としても、それらの自立的な活動が一層促進されることが望まれる。

国においては、大局的な観点から文化芸術振興の展望を示し、国際的動向も踏まえつつ、成熟社会における成長の源泉たる文化芸術の振興を通じて国力の増進を図るとともに、多様かつ広範な文化芸術活動の基盤及び諸条件を整備することが主要な役割となる。同時に、国は、地方公共団体や「新しい公共」の担い手を含む民間による自主的な取組に対して、必要な支援や情報提供等所要の措置を講ずるとともに、地域において文化芸術を享受する機会等の偏在を是正するよう努める必要がある。その際、選択と集中を図る観点も踏まえ、厳しい財政事情にも照らして支援の重点化、効率化を図りつつ、必要な法制上、財政上の措置を講ずるとともに、税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

文化芸術は、国民の身近な生活に密着しており、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、保護・継承のサイクルが実現する社会の構築が求められる。そのためにも、文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体、地方公共団体、国など各主体が各自の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要がある。

第2 文化芸術振興に関する重点施策

「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)については、以下のとおりとする。

1. 六つの重点戦略 ~ 「文化芸術立国」の実現を目指して ~

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略1: 文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働くかとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。
- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点において、優れた文化芸術が創造され、国内外に発信されるよう、その活動への支援を充実する。
- ◆ 現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするために、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進めること。